

地域障害者職業センターの

# 精神障害者総合雇用支援のご案内



独立行政法人  
高齢・障害者雇用支援機構

近年、精神障害のある方の雇用対策に期待が高まっています。

第162回通常国会では、障害者の就業機会の拡大を目的とした各種施策を推進するため「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が改正されましたが、精神障害のある方の雇用対策については、同法に精神障害のある方を雇用率の算定対象とする（平成18年4月1日施行）規定が設けられるなど、施策の一層の充実強化が図られています。

当機構は、このような国の施策を踏まえ、精神障害のある方についての雇用支援を強化していくこととして、平成17年10月から、全国の地域障害者職業センター（以下「センター」）で「精神障害者総合雇用支援」を実施しています。

## 精神障害者総合雇用支援とは

センターが、精神障害のある方（以下「支援対象者」）及び精神障害のある方を雇用しようとする又は雇用している事業主の方（以下「雇用事業主」）に対して、主治医との連携のもとで、雇用促進・職場復帰・雇用継続のための専門的な支援を行います。

精神障害のある方とは、精神障害者保健福祉手帳や医師の診断書等により、躁うつ病、統合失調症その他の精神性疾患を有していることが確認できる方を指します。

	雇 用 前 ＜新規雇用・就職に関するニーズ＞	雇 用 後 ＜職場復帰に関するニーズ＞	雇 用 後 ＜雇用継続に関するニーズ＞
精神障害のある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業で働きたい。</li> <li>・就職に必要な力を身につけたい。など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場復帰したいが、以前のように仕事ができるか不安。体力低下も心配。など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場の人間関係で困っている。このまま働き続けたいが…。など</li> </ul>
事業主の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害のある方を雇用したいが、どのような準備が必要か。など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休職中の精神障害のある方の職場復帰に向けて取り組みたいが、どうしたらよいか。など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害のある方の作業能率が一定しない。引き続き雇用したいが…。など</li> </ul>



雇用促進支援	職場復帰支援	雇用継続支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆雇用事業主に対して               <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用計画等を含む雇用管理に関する助言・援助</li> <li>・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援 など</li> </ul> </li> <li>◆支援対象者に対して               <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会生活技能等の向上のための支援（精神障害者自立支援カリキュラム）</li> <li>・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援 など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆雇用事業主及び支援対象者に対して               <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場復帰のコーディネート</li> <li>・リワーク支援</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆雇用事業主及び支援対象者に対して               <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場適応の状況等に応じた助言・援助</li> <li>・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援 など</li> </ul> </li> </ul>
詳細は、6ページへ	詳細は、3～5ページへ	詳細は、6ページへ

## 支援を受けるためには

精神障害者総合雇用支援では、支援対象者、雇用事業主及び主治医の3者の協力が特に重要ですので、支援を受けるためには、次のことが必要です。

- 1 支援対象者が、職場復帰、企業での就職又は就労の継続に向けて、センターの支援を受けることに同意していること。
- 2 主治医が、支援対象者が①職場復帰、企業での就職又は就労の継続に向けて活動を行うこと及び②センターの支援を受けることを、認めていること。
- 3 雇用事業主が、職場復帰又は雇用継続のための取り組みを行うことが見込めること。  
(職場復帰支援・雇用継続支援の場合のみ)

## 医師等との連携のもとで支援を行います

センターでは、支援対象者の症状等に応じてきめ細かな支援を行うため、障害者職業カウンセラー等の専門の支援担当職員が、主治医、雇用事業所の産業医その他医療関係者と随時連絡・調整を行うなど連携を密にしながら、支援対象者及び雇用事業主に対して支援を行います。

センターは、支援対象者にセンターと主治医の間で相互に情報を提供しあうことを説明しその同意をいただいた上で、必要に応じて、主治医から、支援対象者の症状、治療状況等の支援に参考となる情報や支援に際して留意すべき点についての医学的見地からの専門的助言をいただくとともに、主治医に対して、支援の実施状況等の情報を提供することにより、効果的な支援を行います。

## 支援を受けるための費用

センターでは、支援対象者・雇用事業主に対する支援を無料で行っています。



相談の様子



対人技能訓練の様子

# 職場復帰支援

支援対象者  
(休職中)

雇用事業主

主治医

## 職場復帰のコーディネート

センターは、支援対象者・雇用事業主・主治医との相談等を通じて、職場復帰についての3者の意思や意見を確認し、3者の同意に基づいて、職場復帰に向けた活動の進め方や目標について合意形成を図ります。

### 職業リハビリテーション計画及び事業主支援計画の策定

センターの職員や支援対象者・雇用事業主・主治医によるケース会議等を開催し、3者の同意に基づいて、当面の支援期間、支援目標、支援内容等を策定します。

## リワーク支援 (→4ページ)

リワーク支援の開始に当たっては、支援対象者・雇用事業主・主治医の3者の同意を必要とします。リワークとは、「復職」の Return to Work リターン トゥ ワーク を意味しています。

### 基礎評価の実施

支援対象者に対して 面接・調査等を通じて、体調・気分の状態、職場復帰への課題等を把握  
雇用事業主に対して 職場復帰に向けて事業所状況の分析等  
主治医に対して 支援対象者の病状に応じた支援方法について把握

### 職場復帰支援の計画(リワーク支援計画)の策定

基礎評価の結果及び主治医の意見等を踏まえ、支援内容、支援期間、支援についての協力機関との連携等を含む具体的な支援計画を策定します。

### センター内支援の実施

支援対象者にセンターに通っていただき、体調等を確認しながら作業支援やストレスの軽減等を図るための支援を行い、職場復帰のためのウォーミングアップを行います。

### リハビリ出勤支援の実施 (→5ページ)

支援対象者に復帰予定の職場での作業体験等をしていただき、復帰に向けた不安の軽減等を図ります。

職 場 復 帰

フォローアップの実施

## リワーク支援

センターの専門の支援担当職員（障害者職業カウンセラーとリワークアシスタント）が雇用事業主・主治医と連携しながら、次の支援を行います。

支援の期間は対象者個々に設定しますが、標準的には12週～16週程度で、支援スケジュールを検討します。

### 雇用事業主に対して

- **職場復帰のための職務内容、労働条件等の設定に関する助言・援助**  
雇用事業主が設定する職務内容、業務量、当面の出勤ペース、就業時間等に関して、事業所状況の分析等を通じて助言・援助を行います。
- **職場復帰受け入れのための上司、同僚等の理解の促進に関する助言・援助**  
病気に関すること、職場復帰についての留意事項等の理解を促進するために、事業所内で講習会等を実施し、情報提供及び助言・援助を行います。
- **職場復帰後の支援対象者の状況把握や適切な対処方法に関する助言・援助**  
支援対象者の状況把握のポイント、状況に応じた指導方法等の雇用管理に関する事項について、リハビリ出勤支援等を通じて助言・援助を行います。
- **家族・主治医との連携に関する助言・援助**  
病気の再発防止、再発した場合の迅速な対応等を図るために、雇用事業主が定期的に、家族から家庭での状況、主治医から治療の状況等を把握するために必要な、家族及び主治医との連携方法について助言・援助を行います。

### 支援対象者に対して

- **生活リズムの構築及び通所等に必要な基礎的な体力の向上**  
計画的にセンターに通所し、作業課題、その他の講座を利用させていただくことによって、規則的な生活リズムの構築及び通所等に必要な基礎的な体力の向上を図ります。
- **作業遂行に必要な集中力、持続力等の向上**  
センター内での作業体験、リハビリ出勤支援における復帰予定の職場での作業体験等を行っていただくことによって、作業遂行に必要な持続力、集中力等の向上を図ります。
- **ストレス場面での気分、体調の自己管理及び対人技能の習得**  
リラクゼーション、アサーショントレーニングの講習を利用させていただくことによって、職場等でのストレスによる心身の過緊張状態の軽減、場面に応じたコミュニケーション方法の習得等職場復帰に必要な対人対応力の向上を図ります。

### リワーク支援を中止することがあります

病状の悪化等により支援を継続することが困難な場合には、センターの判断等で、リワーク支援を中止することがあります。

# リハビリ出勤支援の実施

## リハビリ出勤支援とは

リハビリ出勤支援（リハビリテーション出勤支援）とは、職場復帰に向けた、復帰予定の職場でのウォーミングアップのための支援を意味しています。

リハビリ出勤支援では、雇用事業主の協力を得て、支援対象者に復帰予定の職場で作業体験や上司、同僚との交流をしていただくなかで、職場復帰への不安を軽減し、無理なく職場復帰を進めていくことができるように、職場での適応性の向上を図るための支援を行います。

リハビリ出勤支援の実施に当たっては、あらかじめセンター・支援対象者・雇用事業主・主治医の相談により実施方法等を決定します。

## リハビリ出勤支援では

- センターが行うこと
  - ・あらかじめ支援対象者・雇用事業主・主治医と作業体験の内容、実施時間等について協議し、それらの内容を設定します。
  - ・障害者職業カウンセラー又はリワークアシスタントが事業所を訪問します。
  - ・支援対象者に対して、作業体験の進め方、上司や同僚との交流方法等について指導・助言を行います。
  - ・雇用事業主に対して、職場復帰後の支援対象者の状況把握のポイント、状況に応じた指導方法等の雇用管理について、助言・援助を行います。
- 雇用事業主が行うこと
  - ・雇用事業主は、リハビリ出勤支援の実施に当たって、センターと調整等を行う担当者を選任します。
  - ・事業所の担当者は、センターが設定する支援の内容に基づいて、作業体験の場面の設定、材料の準備、上司や同僚との交流の場の設定を行います。
- 雇用事業主にご留意いただきたいこと
  - リハビリ出勤支援は、職業リハビリテーションの一環として行うものであり、事業所内での作業は、雇用事業主の管理下での労働として行うことを想定していませんので、雇用事業主においては、支援が円滑に行われるために、次の点にご留意下さい。
  - ・支援対象者は、作業の内容及び遂行方法について、雇用事業主からの具体的な指揮命令を受けないものであること。
  - ・支援対象者は、作業体験等の実施の場所・時間について、雇用事業主の拘束を受けないものであること。
  - ・雇用事業主は、支援対象者のリハビリ出勤支援における作業体験に対して報酬を支払わないものであること。

# 雇用促進支援・雇用継続支援

## 雇用事業主に対して

### [事業主支援計画に基づく支援]

センターは、支援ニーズ、雇用管理上の課題等を分析して「事業主支援計画」を策定し、それに基づき、精神障害のある方の雇用に対する事業所内の理解の促進に関すること、精神障害のある方の採用計画の立案に関すること等の雇用管理に関する助言その他の支援を行います。

## 支援対象者に対して

### [職業評価]

就職の希望等を把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に、就職して職場に適応するために必要な支援の内容、方法等を含む支援計画（職業リハビリテーション計画）を策定します。その後、職業リハビリテーション計画に基づいて、職業準備支援等の支援が行われていきます。

### [職業指導]

就職活動を円滑に行えるように、適切な職業選択が行えるように、また、職場で安定して働き続けられるように、相談や助言を行います。

### [職業準備支援]（雇用促進支援において実施）

#### (1) センター内での作業支援

##### イ 早期就職支援

センター内で短期間の作業体験等を行っていただくことによって、職業の選択や就職に当たった課題を明らかにして、作業遂行能力の向上を図るための支援を行います。支援終了後は、公共職業安定所（ハローワーク）の職業紹介等に移行していきます。

##### ロ ジョブコーチ等移行支援

センター内で必要な期間での作業体験等を行っていただくことによって、職業の選択や就職に当たった課題を明らかにするとともに、通勤、基礎体力、集団参加等の基礎的な能力の向上を図るための支援を行います。支援終了後は、実際の企業の中での支援（ジョブコーチ支援等）に移行していきます。

#### (2) 職業準備講習カリキュラム

職業講話、事業所見学、事業所での作業体験等を通じて、職業に関する知識を習得していただくための支援を行います。

#### (3) 精神障害者自立支援カリキュラム

センター内での対人技能訓練、簡易作業体験等を通じて、障害特性等に配慮しつつ社会生活技能等の向上を図るための支援を行います。

## 雇用事業主及び支援対象者の双方に対して

### [ジョブコーチ支援]

センターは、支援対象者について策定したジョブコーチ支援計画に基づき、事業所に職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、支援対象者の障害特性を踏まえ、支援対象者に実際に作業を行っていただくなかで、就職やその後の職場定着を図るために必要な職場への適応力の付与・向上を図るための支援を行います。同時に、雇用事業主によるサポートが円滑に行われるよう、具体的な支援の方法を雇用事業主に提供していきます。

# 地域障害者職業センター所在地一覧

センター名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道障害者職業センター	001-0024	札幌市北区北二十四条西5-1-1 札幌サンプラザ5F	011-747-8231	011-747-8134
旭川支所	070-0034	旭川市四条通8丁目右1号 ツジビル5F	0166-26-8231	0166-26-8232
青森障害者職業センター	030-0845	青森市緑2-17-2	017-774-7123	017-776-2610
岩手障害者職業センター	020-0133	盛岡市青山4-12-30	019-646-4117	019-646-6860
宮城障害者職業センター	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-1	022-257-5601	022-257-5675
秋田障害者職業センター	010-0944	秋田市川尻若葉町4-48	018-864-3608	018-864-3609
山形障害者職業センター	990-0021	山形市小白川町2-3-68	023-624-2102	023-624-2179
福島障害者職業センター	960-8135	福島市腰浜町23-28	024-522-2230	024-522-2261
茨城障害者職業センター	309-1703	笠間市鯉淵6528-66	0296-77-7373	0296-77-4752
栃木障害者職業センター	320-0865	宇都宮市睦町3-8	028-637-3216	028-637-3190
群馬障害者職業センター	379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-290-2540	027-290-2541
埼玉障害者職業センター	338-0825	さいたま市桜区下大久保136-1	048-854-3222	048-854-3260
千葉障害者職業センター	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2080	043-204-2083
東京障害者職業センター	110-0015	台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3F	03-6673-3938	03-6673-3948
多摩支所	190-0012	立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5F	042-529-3341	042-529-3356
神奈川障害者職業センター	228-0815	相模原市桜台13-1	042-745-3131	042-742-5789
新潟障害者職業センター	950-0067	新潟市東区大山2-13-1	025-271-0333	025-271-9522
富山障害者職業センター	930-0004	富山市桜橋通り1-18 住友生命富山ビル7F	076-413-5515	076-413-5516
石川障害者職業センター	920-0856	金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ1F	076-225-5011	076-225-5017
福井障害者職業センター	910-0026	福井市光陽2-3-32	0776-25-3685	0776-25-3694
山梨障害者職業センター	400-0864	甲府市湯田2-17-14	055-232-7069	055-232-7077
長野障害者職業センター	380-0935	長野市中御所3-2-4	026-227-9774	026-224-7089
岐阜障害者職業センター	502-0933	岐阜市日光町6-30	058-231-1222	058-231-1049
静岡障害者職業センター	420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7F	054-652-3322	054-652-3325
愛知障害者職業センター	453-0015	名古屋市中区村区椿町1-16 井門名古屋ビル2F	052-452-3541	052-452-6218
豊橋支所	440-0888	豊橋市駅前大通り1-27 三菱UFJ証券豊橋ビル6F	0532-56-3861	0532-56-3860
三重障害者職業センター	514-0002	津市島崎町327-1	059-224-4726	059-224-4707
滋賀障害者職業センター	525-0027	草津市野村2-20-5	077-564-1641	077-564-1663
京都障害者職業センター	600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下 東油小路町803	075-341-2666	075-341-2678
大阪障害者職業センター	541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアクセスビル4F	06-6261-7005	06-6261-7066
南大阪支所	591-8025	堺市北区長曾根町130-23 堺商工会議所5F	072-258-7137	072-258-7139
兵庫障害者職業センター	657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2	078-881-6776	078-881-6596
奈良障害者職業センター	630-8014	奈良市四条大路4-2-4	0742-34-5335	0742-34-1899
和歌山障害者職業センター	640-8323	和歌山市太田130-3	073-472-3233	073-474-3069
鳥取障害者職業センター	680-0842	鳥取市吉方189	0857-22-0260	0857-26-1987
島根障害者職業センター	690-0877	松江市春日町532	0852-21-0900	0852-21-1909
岡山障害者職業センター	700-0821	岡山市中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル17F	086-235-0830	086-235-0831
広島障害者職業センター	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-7080	082-263-7319
山口障害者職業センター	747-0803	防府市岡村町3-1	0835-21-0520	0835-21-0569
徳島障害者職業センター	770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-611-8111	088-611-8220
香川障害者職業センター	760-0055	高松市観光通2-5-20	087-861-6868	087-861-6880
愛媛障害者職業センター	790-0808	松山市若草町7-2	089-921-1213	089-921-1214
高知障害者職業センター	781-5102	高知市大津甲770-3	088-866-2111	088-866-0676
福岡障害者職業センター	810-0042	福岡市中央区赤坂1-6-19 ワークプラザ赤坂5F	092-752-5801	092-752-5751
北九州支所	802-0066	北九州市小倉北区萩崎町1-27	093-941-8521	093-941-8513
佐賀障害者職業センター	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-24-8030	0952-24-8035
長崎障害者職業センター	852-8104	長崎市茂里町3-26	095-844-3431	095-848-1886
熊本障害者職業センター	862-0971	熊本市大江6-1-38 4F	096-371-8333	096-371-8806
大分障害者職業センター	874-0905	別府市上野口町3088-170	0977-25-9035	0977-25-9042
宮崎障害者職業センター	880-0014	宮崎市鶴島2-14-17	0985-26-5226	0985-25-6425
鹿児島障害者職業センター	890-0063	鹿児島市鴨池2-30-10	099-257-9240	099-257-9281
沖縄障害者職業センター	900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎5F	098-861-1254	098-861-1116

※多摩支所を除く支所においては、リワーク支援及び就業準備支援を実施しておりません。

